

令和5年度 フードビジネス推進事業補助金募集要項（二次公募）

1 趣旨

鹿児島市では、かごしまの豊かな農林水産資源や食品加工技術等を生かした付加価値の高い新商品の開発を促進するため、食品関連事業者による新商品の開発に関する計画を募集し、優れた計画に対して支援を行います。

2 募集内容

補助対象事業		補助対象者	補助対象経費
区分	内容		
食のトップランナー商品開発支援事業	単独で、市場における訴求力の高い、こだわりのある新商品の開発を行うもの	単独で、新商品の開発を行う鹿児島市内の中小企業者又は農林漁業者等	次に掲げる経費のうち、 <u>報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費</u> に該当する経費とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・試験及び検査等に要する経費 ・原材料の購入に要する経費 ・試作品の製作、改良に要する経費 ・新商品開発に係る調査、連絡調整等に要する経費 ・新商品のネーミング、パッケージデザインの制作に要する経費 ・専門家の招聘等に要する経費
コラボ商品開発支援事業	契約又は協定等に基づく、企業間や農林漁業者等との連携により、プロモーション力の高い新商品の開発を行うもの	連携して、新商品の開発を行う鹿児島市内の中小企業者及び農林漁業者等	連携契約又は協定等に基づき負担する経費のうち、 <u>報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費</u> に該当する経費とする。 (※対象経費は、上記「食のトップランナー商品開発支援事業」と同様)

※ 作り手による、素材や加工技術等への「こだわり」だけでなく、マーケティングの視点（ベネフィット（顧客へ提供する便益や満足感等）、ターゲット、販売方法・販売チャネル、プロモーション等）を踏まえた、新商品の開発に関する計画を募集します。

※ 本事業は、新商品開発支援を目的としています。既存商品のブラッシュアップやリニューアル、販路開拓・商談を目的とした展示会等への出展は対象とはなりません。

3 応募資格

中小企業者及び農林漁業者等のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの（ただし、役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等は対象者から除く。）

- (1) 本市に本社若しくは主たる事務所等を有する中小企業者又は農林漁業者等であること。
- (2) 支援決定日以降に応募する事業計画に着手し、令和6年3月までにその事業が完了できる者であること
- (3) 納期の到来している市税を完納していること。

※ 「中小企業者」とは、鹿児島市中小企業振興基本条例（令和4年条例第9号）第2条第1号に定める者を指します。

※ 「農林漁業者等」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第3条第1項に定める者を指します。

4 募集期間

令和5年7月10日（月）から同年8月21日（月）までの期間内で、随時、受け付けます。直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、下記「9 お問い合わせ・申し込み先」へ提出してください。

郵送の場合は、簡易書留で、下記「9 お問い合わせ・申し込み先」へお送りください（募集期間最終日の消印まで有効）。

5 選定件数と支援内容

- (1) 予算の範囲内において選定します。

1件程度

- (2) 1件あたり1か年度以内において50万円を限度に、補助対象経費の金額の2分の1以内に相当する額の補助金を交付します（補助金の交付決定日以降の経費が対象）。

6 応募方法等

(1) 上記「4 募集期間」に定める期間内に、次に掲げる申込書類に必要事項を記入・押印し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。

① フードビジネス推進事業補助金応募用紙（様式第1）

② コラボ事業者概要書（別記様式）【コラボ商品開発支援事業の応募者のみ提出】

※ 応募する事業について、連携契約又は協定等に基づき、連携する企業や農林漁業者等の全事業者分（代表となる事業者を除く）をご提出ください。

※ 連携する企業や農林漁業者等は、鹿児島市内の事業者に限られません。

③ フードビジネス推進事業補助金事業計画書（様式第2）

※ 事業計画書の記載方法につきましては本市ホームページに掲載しております記載例を参考にしてください。

④ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）

⑤ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）

⑥ 課税事業者・免税事業者届出書（様式第8）

⑦ 法人の場合は法人登記簿謄本、個人の場合は住民票（発行後3か月以内の原本）

⑧ 法人の場合は直近の営業年度の決算書の写し、個人の場合は直近の営業年度の確定申告書の写し ※「貸借対照表及び損益計算書」の写しで結構です。

⑨ 事業計画や事業費の積算根拠を補足説明する資料（A4・5枚以内、任意様式）

(2) 提出書類の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 提出書類は、補助対象者の選定及び選定後の支援以外の目的で使用することはありません。

7 補助対象の候補者選定及び補助金の交付までの流れ

応募内容について、「フードビジネス推進事業補助金審査委員会」において審査を行い、補助対象の候補者を選定します。

本審査委員会では、主に次のような項目を審査し、候補者を選定します。

- ・ 市場ニーズの把握
- ・ 活用する農林水産資源や加工技術等の「こだわり」や競合商品との競争優位性
- ・ 「売るための仕組みづくり」の熟度（開発する商品、想定する顧客、販売価格、販売方法・販売促進方法等の具体的な計画）
- ・ 鹿児島県内の農林水産資源や食品加工技術の活用度
- ・ 実現可能性（事業の目標や実施スケジュールなど）
- ・ 当日のプレゼンテーション

(1) 一次審査（書類審査）

- ・ 事務局において、提出書類の確認や資格要件の審査を行います。

- ・ 審査結果は個別にご案内します。（令和5年9月上旬頃を予定）
- (2) 二次審査（プレゼンテーション審査）
- ・ 一次審査で選定された応募者にご出席いただき、当該審査委員会においてプレゼンテーション審査を行います。
 - ・ 二次審査は、令和5年9月中旬に実施予定です。詳細な日時及び場所は、一次審査の選定結果の通知時にお知らせします。
- (3) 補助金の交付
- 補助金は事業が終了し、所定の実績報告が完了した日以降に交付します。

8 その他

- (1) 国又は県・市等から、経費の一部に対し補助金等の交付を受けている場合は、国等の補助対象となった経費を控除した額が、市の補助対象経費となります。
- (2) 国又は県・市等の支援事業において、商品のコンセプトづくりやターゲット・販売価格・販路先の設定、パッケージデザインの制作などに関し、外部の専門家等を活用して、一貫したハンズオン支援（手取り足取りでの支援）を受けている新商品開発については、補助対象外となります。
- (3) 実際に補助金の交付申請を行う際は、補助金の交付申請額から、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額）を控除していただくこととなります。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた後において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- ・ 総事業費の20パーセントを超える増減
 - ・ 補助事業の内容（ただし、補助事業の目的等に関係がない事業計画の細部の変更であると認める場合を除く。）
- (5) 補助金の交付決定後に、補助事業者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。
- また、既に受け取っている補助金がある場合は、返還していただくこととなります。
- ① 当該年度の末日までに事業が完了しなかったとき。
- ※ 事業が完了しなかったときとは、上記「6 応募方法等」に掲げる「フードビジネス推進事業補助金事業計画書（様式第2）」に記載している計画が完了しなかったときを指します。
 - ※ 当該年度の末日において、開発した商品が小売店等の店頭には並べられていなくても、商品の発売開始時期や販売方法が明確に分かり、かつ、パッケージを含め商品自体が完

成している場合は、事業完了として取り扱います。

- ② 補助事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。
 - ③ 応募又は補助金の交付申請の内容と著しく異なる事業を実施したとき。
 - ④ 応募又は補助金の交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。
 - ⑤ 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (6) 申し込んでいただいた発明や考案、特別な技術等については、特許申請等の法的保護を行うなど、応募者自身の責任で対処してください。
- (7) 応募内容等が第三者の特許権や著作権等の無体財産権等に損害を与えた場合は、応募者自身が自己の責任で解決することとなります。市は一切その責めを負いません。
- (8) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。
- (9) 事業完了後は、事業実績の報告書を提出していただきます。
- (10) (9)の実績報告書とは別に、補助事業により開発された商品の売上等について、所定の様式により市へ報告書を提出していただきます。
- (11) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、当該事業の目的に従って効率的に運用してください。
- ※ 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上の無体財産権、書籍及びその他の財産とします。
- (12) 取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。この場合において、当該取得財産等を処分することにより、収入がある場合には、その収入の全部又は一部を市に納付していただくことが必要です。

9 お問い合わせ・申し込み先

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課

担当：東

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1319 ファクス：099-216-1303

ホームページ：<http://www.city.kagoshima.lg.jp>

メールアドレス：san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp